

東峰村移住・定住支援金交付要綱

令和4年1月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東峰村に移住した者に対し、予算の範囲内において東峰村移住・定住支援金（以下「移住・定住支援金」という。）を交付することについて、東峰村補助金等交付規則（平成17年規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援金 移住した者が移住した日を含む年度の翌年度までに申請することができる交付金（ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日の間に移住した者については、令和6年度まで申請することができるものとする。）
- (2) 定住支援金 移住後3年を経過した者が移住後3年を経過した日を含む年度の翌年度までに申請することができる交付金

(交付金額)

第3条 移住・定住支援金の交付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住支援金
 - ア 世帯の申請の場合 10万円＋転入時中学生以下の子ども1人につき5万円
 - イ 単身の申請の場合 5万円
- (2) 定住支援金
 - ア 世帯の申請の場合 20万円＋申請時中学生以下の子ども1人につき5万円
 - イ 単身の申請の場合 10万円

(移住支援金の交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 移住元及び移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東峰村以外の市町村に在住して

いたこと。

イ 令和4年1月1日以降に東峰村に転入したこと。

(2) 年齢に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 単身の申請の場合にあっては、転入時において45歳未満であること。

イ 世帯の申請の場合にあっては、転入時において、主たる生計維持者が45歳未満であること又は主たる生計維持者が45歳以上であって配偶者との合計年齢が80歳未満であること。子どもについては、転入時において中学生以下の者を対象とする。また、対象となる子どもがいれば、年齢要件は適用しないものとする。

(3) 世帯に関する要件 世帯の申請の場合にあっては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請時において移住・定住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和4年1月1日以降に同時に東峰村に転入したこと。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加していること、及び協力する意思があること。

イ 申請時から連続して5年以上、東峰村に継続して居住する意思を有していること。

ウ 申請者を含む世帯員がいずれも、前住所地及び本村の税・料金等の滞納がないこと。

エ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に係る東峰村移住支援金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

カ 地域おこし協力隊の任期中は交付の対象にならないものとする。

(定住支援金の交付対象者)

第5条 定住支援金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 定住に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 平成31年1月1日以降に東峰村に転入したこと。
- イ 転入の日から起算して、3年を経過していること。
- ウ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東峰村以外の市町村に在住していたこと。
- エ 転入の日から定住支援金の申請日までに1度も東峰村から転出していないこと。

(2) 年齢に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ア 単身の申請の場合にあつては、転入時において45歳未満であること。
- イ 世帯の申請の場合にあつては、転入時において、主たる生計維持者が45歳未満であること又は主たる生計維持者が45歳以上であつて配偶者との合計年齢が80歳未満であること。子どもについては、申請時において中学生以下の者を対象とする。また、対象となる子どもがいれば、年齢要件は適用しないものとする。

(3) 世帯に関する要件 世帯の申請の場合にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請時において申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年1月1日以降に東峰村に転入したこと。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思があること。
- イ 申請時から連続して5年以上、東峰村に継続して居住する意思を有していること。
- ウ 申請者を含む世帯員がいずれも、本村の村税及び料金等の滞納がないこと。
- エ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- オ 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に係る東峰村移住支援金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

(世帯要件の変更に伴う交付金額)

第6条 移住支援金の交付後に第4条第3号に掲げる世帯に関する要件に変更があった場合の定住支援金の交付金額は、次のとおりとする。

- (1) 移住支援金の単身の申請をした者が定住支援金申請時に世帯となった場合定住支援金の申請は世帯の申請とし、交付金額は20万円＋申請時中学生以下の子ども1人につき5万円とする。
- (2) 移住支援金の世帯の申請をした者が定住支援金申請時に単身となった場合定住支援金の申請は単身の申請とし、交付金額は10万円とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、東峰村移住支援金交付申請書(様式第1号)・定住支援金交付申請書(様式第2号)及び本人確認書類並びに第4条・第5条の各号に掲げる要件を満たす場合にあっては、当該各号の要件を満たすことを証する書類を村長に提出しなければならない。

(移住・定住支援金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住・定住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに東峰村移住・定住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとし、移住・定住支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住・定住支援金の交付ができない場合は、速やかに東峰村移住・定住支援金不交付決定通知書(様式第4号。以下「不交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定通知書を受けた申請者(以下「決定者」という。)は、要件の変更等の事由により移住・定住支援金の交付申請を取り下げようとするときは、東峰村移住・定住支援金交付申請取下書(様式第5号。以下「申請取消書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、申請があったときは、その内容を審査し、移住・定住支援金の交付申請取下げが適当と認めるときは、速やかに東峰村移住・定住支援金交付申請取下決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

(移住・定住支援金の交付)

第10条 村長は、決定者に対して、申請年度内に移住・定住支援金を交付するもの

とする。

(報告、検査及び指示)

第11条 村長は、当該事業が適切に実施されたか確認する必要があると認めるときは、決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め検査し、又は指示することができる。

(交付の取り消し等)

第12条 村長は、移住支援金及び定住支援金の決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、東峰村移住・定住支援金交付取消通知書(様式第7号)により、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) それぞれの交付日から3年未満で村外に転出したとき。

(2) 村内に居住実態が無いと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、移住・定住支援金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。